

令和7年度 障がい者(児)ホームヘルパーフォローアップ研修 開催要項

1. 目的

増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図ることを目的として開催します。

2. 主催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

課 程	期 日	開催場所	定 員
重症心身障がい課程	10月9日（木）	朱鷺会館 2階 小会議室	15名
基 礎 課 程	10月29日（水）、30日（木）	いきいきプラザ島根 1階 共用会議室	15名
サービス提供責任者課程	10月31日（金）		15名
精 神 障 がい 課 程	11月4日（火）		15名
視 覚 障 がい 課 程	11月5日（水）		15名

※定員について・・・定員を超過した場合は申込時の優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

4. 受講対象者

主として障がい者(児)ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー

※サービス提供責任者課程は、サービス提供責任者または、今後サービス提供責任者になろうとする方を対象とします。

※複数課程申込可能。

5. 申込方法・受講決定・受講料

(1) **重症心身障がい課程は令和7年9月5日（金）13時まで受け付けます。**

その他4課程は令和7年9月26日（金）13時まで受け付けます。

※同一法人において複数名申し込むことは可能です。法人内で優先順位をつけてください。

※申し込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申し込みはできません）。

※各課程の演習および実習の人数が満たされず、実施が困難と判断した場合は、申込み締め切り後、研修を中止する可能性があることを予めご了承ください。その際は、申込者へ島根県福祉人材センターより直接連絡いたします。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 受講決定

①受講を決定した場合、締切後概ね2週間で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

(3) 受講料

基礎課程 ひとり 2,000円、その他各課程 ひとり 1,000円（消費税非課税）

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

6. 修了証書の交付等

この研修は資格研修ではないため、修了証書の発行はありません。

7. その他

- (1) 【視覚障がい課程】を受講される方は以下、準備ください。(移動介助実習があります)
○アイマスク(100円ショップのもので可) ○長袖の上着またはアームカバー ○印鑑(朱肉タイプ) ○筆記用具
○お金 全金種(1万円札・5千円札・千円札・500円玉・100円玉・50円玉・10円玉・5円玉・1円玉)
○傘、合羽、長靴等の雨具(天候問わず) ○動きやすい服装・リュック等両手が空く靴・歩きやすい靴 ○防寒用衣類
- (2) 【視覚障がい課程】に参加される方は食事介助実習がありますので、全員昼食を購入して頂きます。代金を持参ください。(税込600円・領収あり。受付時代金をいただきます。おつりの必要がないよう準備してください)
- (3) 昼食は各自でご用意ください。(重症心身障がい・視覚障がい課程以外の方)
- (4) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようにご準備ください。
- (5) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- (6) 研修中は、携帯電話はマナーモードにし、緊急時以外の使用はお控えください。
- (7) 研修中のパソコンやタブレットの使用は、研修に関係のない行為であるかどうかの判断に影響するため、使用は認めません。
- (8) 研修内容の録音・録画及び研修会場の許可されていないものの撮影は、一切禁止とさせていただきます。
- (9) 研修受講にあたって配慮の必要な方は、申込時にご相談ください。
- (10) 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (11) マスクの着用は個人の判断を基準とします。
- (12) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛(勤務先等)に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

8. 会場アクセス

- 朱鷺会館 出雲市西新町2丁目 2456-4番地 (「しまね花の郷」となり)
◎JR西出雲駅南口から徒歩10分 (JR西出雲駅より南へ約500m)
- いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3
◎【バス】松江駅1番乗場 南循環外回り乗車⇒県合同庁舎前下車(約15分)

9. 問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階
社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター) 担当/上谷・足立
TEL: 0852-32-5975 FAX: 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

日程時間割・科目・講師一覧

	期 日	時 間	科 目	講 師
重症心身障がい課程	10月9日 (木)	12:30~12:50 12:55~	受付 開会	島根県重症心身障害児(者)を守る会 芦矢 京子 氏
		13:00~14:00	講義 「重症心身障害児(者)の理解」	
		14:00~16:00	講義・実習 「重症心身障害児(者)の理解と家族の思い」 ※島根県重症心身障害児(者)を守る会の 皆様と当事者の方(お子様)との実習	
基礎課程	10月29日 (水)	8:40~ 8:50 8:55~	受付 開会	島根県健康福祉部障がい福祉課
		9:00~10:00	講義 「障がい福祉施策と障がい者虐待防止」 ○障がい福祉施策のこれまでの経緯や障害者 虐待防止法を学ぶ	
		10:00~16:00 (1時間休憩あり)	講義 「障がい者の権利擁護」 ○サービス提供現場における権利擁護、意思 決定支援や差別解消法を学ぶ	
	10月30日 (木)	9:30~12:00	講義・演習 「コミュニケーションの技術」 ○さまざまな障がいに対する コミュニケーションについて学ぶ	社会福祉法人島根県整肢学園 東部島根医療福祉センター 言語聴覚士 山崎 佳史 氏
13:00~15:30		講義・演習 「障がい者支援の実際」 ○サービス提供者および当事者からの話しを 聞くことにより、サービス提供の実際を知る	松江市障がい者基幹相談支援センター絆 管理者/主任相談支援専門員 日之蔵 里佳 氏	
サービス提供責任者課程	10月31日 (金)	8:40~ 8:50 8:55~	受付 開会	社会福祉法人ふらっと 理事長 新田 裕之 氏 社会福祉法人さくらの家 サービス管理責任者 山本 剛宏 氏
		9:00~12:00	講義 「サービス提供責任者の業務と役割」	
		13:00~16:00	講義・演習 ○日々の生活を当事者視点で考える ○支援者として大切な視点 (考えの枠をはずす・視点を変える・行動する)	
精神障がい課程	11月4日 (火)	9:10~ 9:20 9:25~	受付 開会	精神科専門医/精神保健指定医 金山 三紗子 氏 社会福祉法人ふあっと 精神保健福祉士/主任相談支援専門員 足立 須和子 氏
		9:30~11:00	講義 「精神疾患の基礎知識」	
		11:00~16:10 (1時間休憩あり)	講義・演習 「障がい者の理解と対応」 ~精神障がい者ホームヘルプサービスの配慮点~	
視覚障がい課程	11月5日 (水)	9:10~ 9:20 9:25~	受付 開会	社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウ斯拉イブラリー 主任情報支援員/視覚障害生活訓練等指導者 庄司 健 氏
		9:30~16:30 (1時間休憩あり)	講義・実習 「視覚障がいのある方への対応方法」	

※時間は予定であり、変更になることがあります

※講義中には小休憩が入ります